

産業財産権取得支援事業補助金 申請確認シート

（申請時には、このシートも提出のこと）

会社（団体）名			
担 当 者		電話番号	

取得認証の名称（該当する箇所には○をご記入ください）

特許権	実用新案権	意匠権	商標権
-----	-------	-----	-----

申請者は、以下の項目に該当していますか？			チェック欄
中小企業基本法に規定される中小企業者 である。 確認⇒ 2 ページ			
所在地	法人	区内に本社があり、引き続き1年以上区内で事業を営んでいる。 確認⇒ 履歴事項全部証明書の本店所在地と会社成立年月日	
	個人	区内に住所があり、引き続き1年以上区内で事業を営んでいる。 確認⇒開業届の所在地と開業年月日、	
税	法人	納期の到来している法人事業税・法人住民税を滞納していない。 確認⇒ 納税証明書（都税事務所発行）	
	個人	納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していない。 確認⇒ 納税証明書（港区役所発行）	
産業財産権の出願を終了している。			
補助金申請時点で産業財産権の登録は受けていない。			
同一の産業財産権で他の公的機関から補助金を受けていない。			
過去に区と同種の産業財産権の補助金を受けていない。 例：過去に特許権の補助金を受けた場合、別の特許権の申請はできません。（別種の産業財産権も同様） 例：過去に特許権の補助金を受けた場合、 <u>商標権等</u> の申請は可能です。			
◎以上のすべての項目に間違いなく該当し、今年度中に実績報告書提出します。 ⇒ チェック欄に確認			

上記の項目にすべて該当した上で、申請時には下記の必要書類を用意して下さい。

必要書類一覧(すべて用意します。)	チェック欄	区使用欄	
同意書			
港区産業財産権取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）			
事業計画書（第2号様式）			
収支計画書（第3号様式）			
産業財産権取得に必要な経費の見積書			
弁理士等委託契約書の写し ※弁理士等と委託契約をした場合のみ			
納税証明書（法人：法人事業税・都民税、個人：特別区民税・都民税）			
法人：履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し※3ヶ月以内発行のもの 個人：開業届			
産業財産権の概要・明細書（特許庁へ提出した書類の写し）			

補助金を申請できる中小企業について

業種分類

中小企業基本法の定義

製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

卸売業

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

小売業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

対象となる会社形態

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人 等

対象とならない会社形態

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 等

使用する印について

申請書、報告書、請求書に使用する印はすべて同一の印を使用してください。

法人：法務局に登録している印(法人の代表者印)

個人事業者：市区町村に登録している印

※会社印のみでは申請できません。必ず代表者印が必要です。

代表者印 見本



申請書の代表者欄の記載方法について

必ず代表者の肩書を記載してください。氏名のみでは受付できません。(個人事業主は除く)

(例) 代表取締役 港 麻子 (登記簿謄本で肩書を確認のこと)